

令和元年度 第1回仙台市いじめ防止等対策検証会議

日時 令和元年8月1日（木）13：30～16：00

場所 市役所本庁舎2階第4委員会室

出席 氏家靖浩委員（会長）、志賀琢委員、庄司智弥委員（副会長）、
古川直磨委員、本図愛実委員

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 委員紹介
- 5 正副会長の選出
- 6 検証方法の確認
- 7 検証
- 8 その他
- 9 閉会

<配布資料>

【資料1】仙台市のいじめ防止等対策について

【参考資料】

- ・仙台市いじめの防止等に関する条例（抜粋）
- ・附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱（抜粋）

- 1 開 会

- 2 委嘱状交付

（市長から各委員へ委嘱状を交付）

- 3 市長挨拶

本日は、大変お忙しい中、仙台市いじめ防止等対策検証会議の第1回会議にご出席いただきありがとうございます。

ただいま皆様方に委嘱状を交付させていただきましたけれども、本会議の委員をお引き受けいただきましたことに改めまして心から御礼を申し上げます。

未来を担う子供たちをいじめから守るということは、市政の重要課題の1つでございます。まして、本市におけるいじめ防止等対策を総合的かつ効果的に推進するために、「仙台市いじめの防止等に関する条例」を制定し、この4月に施行したところでございます。

今後、条例のもと、子どもたちがいじめで苦しむことなく、安心して健やかに成長できるまちの実現を目指して、実効性のある取り組みを着実に進めていく必要があります。

本市では、いじめの防止等のためのさまざまな事業を実施しておりますけれども、それらが本当に子どもたちのためになっているのかどうか、もっと工夫の余地がないのかなど、不断の見直しを行って施策の実効性を担保していかなければならないと考えているところであります。

そのため、新たにこの会議を設置いたしまして、本日皆様方にお集まりをいただきました。

皆様には、本市のいじめ防止等対策につきまして、専門的な知見に基づいて、実効性や費用対効果などの観点からのご意見、そしてまた、施策の見直しや改善策などについて幅広くご提案をいただければ幸いです。

この会議で皆様方からいただきましたご意見、ご提案につきましては、できる限り今後の施策に反映させたいと考えておりますので、どうぞ忌憚のないご意見、ご提案をいただけますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

4 委員紹介

(事務局より委員及び仙台市出席者を紹介)

(市長退席)

5 正副会長の選出

「仙台市いじめの防止等に関する条例」第54条の規定に基づき、委員の互選により会議の会長と副会長を選出。会長は氏家委員、副会長は庄司委員となった。

6 検証方法の確認

7 検 証

○氏家会長

会議の公開・非公開については、「附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱」にありますとおり、公開の形で進めたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(一同・了)

では、本日の会議は公開のままでこのまま進めさせていただきたいと思います。

議事録については、署名委員制度を採用したいと思っております。事務局のほうから署名について説明をお願いいたします。

○事務局（いじめ対策推進室長）

(参考資料「附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱（抜粋）」に基づき、会議録署名委員制度を説明)

○氏家会長

今、ご説明いただきましたが、議事録については、私と、会議の都度私のほうで指名させていただく委員の方の2名での署名ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(一同・了)

では、そのような形で進めさせていただきます。

本日に関しましては、名簿の順に従いまして、五十音順でいきたいと思っておりますので、本日は志賀委員、お願いいたします。

(志賀委員・了)

それでは、検証方法の確認を行いたいと思います。まず、本検証会議の役割、目的、検証の進め方について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局（いじめ対策推進室長）

参考資料「仙台市いじめの防止等に関する条例」の51条に、この会議の設置目的が書いてございます。いじめ防止対策について検証、検討を行って、その効果的な推進を図るとというのが目的でございます。

役割といたしましては、これの検証、検討を行って、その結果を市長に報告するという流れになります。

また、検証の進め方につきましては、さまざまなやり方がございますけれども、条例上は特に指定をしておりませんで、これを事務局としてもこのようにしてくださいということではなくて、委員の皆様方にこのように進めたらいいのではないかとということも含めてご議論いただければと考えてございます。

○氏家会長

ただいま事務局から、会議の目的や役割、検証の進め方についての説明がございましたけれども、委員の皆様からは何か疑問点やご質問はございますか。

では、会議の本題に入らせていただきたいと思います。

検証の進め方について、私のほうから提案をさせていただきたいと思っています。

今この条例のもとで、仙台市では多くの事業が行われております。条例が定まる前の段階から、必要だと思ってつくられたものもあるでしょうし、幾つかの案件があって以降、予算措置が講じられてスタートしたのものもあるかと思っています。これらを、検証というよりも、ただ上滑りに確認するだけの作業になってしまったのでは、この会議の意味をなさないと思うのです。

そこで、一通り満遍なく網羅的にやるよりも、少し論点を絞りながらやっていきたいと考えているところですが、各委員の方からもこの検証の仕方に関する方法のところについてご意見がありましたら、伺いたいと思います。

○古川委員

資料を事前に一通り読ませていただいたのですが、いただいた資料だけで評価ができるのか、という印象を受けました。というのも、そもそも目的設定に対して把握している実績、成果というところが、いいことが書いてあるような部分が多いのですけれども、そもそも目的設定する時に、どの程度達成されたらこの事業としての役割を果たせたのかという数値設定というのが、感じられない部分が多かったと感じています。

そうはいつでも、実施している事業についてはそれぞれ評価しなければいけないというところもありますので、その評価の進め方、どう進めるかというところについては、先ほど会長がおっしゃられたように、強弱をつけて進めるというのがいいと思っています。

○氏家会長

ほかの委員の方いかがでしょうか。今、古川委員からも少し私の見解に対しての後押

しはしていただけたものと思いますけれども、取り上げる項目を定めてから、そこについて議論させていただくという形で進めさせてもらってよろしいでしょうか。

まずは、それぞれの委員の方から、今回議論をすべきところについての提案といえますか、ピックアップをお願いしたいと思います。「仙台市のいじめ防止等対策について【一覧】」から、本日議論を深めていきたいと思われるポイントについて絞り込みを行いたいと思います。

○志賀委員

現場の視点で申し上げますと、まず1点は、日々いろいろな事案対応を現場で行っていますので、事案が起きた場合の対応、その対応を迅速かつ適切に行っていくための対策の視点です。

2点目としては、起きないようにするため、未然防止のための対策の検証も必要だと思います。

3点目としては、子どもはもちろんのこと、保護者の方々が困った時に、いかにそういった声を吸い上げていけるかという相談体制づくりについての検証は必要なのではないかと考えております。

○氏家会長

市のほうで幾つか取り組んでいるものの中で、具体的なものとしてはどのあたりになりますでしょうか。

○志賀委員

例えば、6番「いじめ対策専任教諭の配置」です。学校現場としては、この対策は非常に有効だと感じております。こういった教員を一人でも多く加配していただくことにより、学校の組織的対応がスムーズにいき、いろいろな意味で学校が助かっているという効果はあると感じております。現場からしてみますと、いじめの事案が起きた場合に、マンパワーの重要性というのは非常に大きな部分で、やはり一人でも動ける教員がいたほうが非常に助かりますので、そういったマンパワーの部分の対策の検証についてお願いしたいと思います。

○氏家会長

今のような形で、ぜひ具体的なところで議論する際の見解や、なぜそれをピックアップするかというご意見をいただければと思います。

○庄司副会長

優先順位というところから考えた時に、子どもたちが苦しい状況が続くというのが一番防がなければいけないところだと思います。その観点からすると、子どもたちが苦しい思いをしている時に、どのような相談あるいは対応をとればいいのか、子どもたちから声を上げる、あるいは助けを求めるといような制度や政策、あるいはシステムがどうなっているのかという観点を優先するべきと思いました。その制度、あるいはシステムの話をした後に、実際に学校の先生方がそれに対応できるのかという問題が出てくるだろうという感覚でございました。

一方で、全く別の考え方なのかもしれないのですが、本市のほうでも第三者委員会が立ち上げられていて、その中で提言も出されています。その提言に対して、市がどのくらい対応できているのかというチェックの仕方もあるかと思っていました。

項目としては、16、17、19、20、30、32、33といったところが、直接子どもから、あるいは保護者から声を上げる時のシステム、制度という話になると思います。

○氏家会長

わかりました。必ずしもいじめに限らないような部分にもなりますね。まずは、今、苦境に置かれている子どもたちがS O Sを出せる環境整備が整っているかということにもなりますね。

今回この委員会は余り個別の事案まで踏み込むものではないかもしれませんが、庄司委員がご指摘のとおり、提言がなされた部分が反映できているかということも、ゆくゆくは考えていかなければいけない視点ですね。

○古川委員

私の場合、どうしても金額というところにまず目がいく部分なのですが、作業表を見させていただくと、やはり人の配置という部分にお金がかかっているというようにところで拝見しました。その中で、いじめ対策専任教諭の配置や児童支援教諭の配置、あとは教職員相談支援室の設置、いじめ対策支援員の配置、自立支援指導員の派遣、スクールカウンセラーによる支援、ソーシャルワーカーによる支援、さわやか相談員の配置など、いろいろな人が配置されていますけれども、それぞれの人がどういう役割しているのかというのが少しわかりませんでした。それなりに結構なお金も使っているというところで、この方たちのすみ分けがきちんできているのかというところが気になったところでした。

項目番号で言うと、6、7、8、19、21、22、27、28、29、30についてです。

あとは、同様に、アンケートという項目も2つあり、これも何か重複しているようなところがないかということが気にかかっています。

○氏家会長

古川委員には、費用対効果のほうの側面でも、ご指摘も頂戴できればと思います。

○本図委員

私は観点が2点ありまして、学校の先生方の余裕という点で、そこが子どもたちと丁寧にかかわったり、自分の授業改善に時間使ってもらったり、教材研究していただいたりというところが大事だと思っております。先生方の時間の使われ方と成果と掛け合わせたら、どこが大変なのだろうというところです。自分は学校現場にいないので、聞いてみないとよくわからないのです。いただいた資料を見ただけでは、例えば、先生方がアンケート調査をつくるのに、学校によってはもう少しコンパクトにできるのか、膨大な時間使っていらっしゃるのが見えなかったところです。ただ、アンケートについては大変なのではないかという気はしております。

それから、事業目的という視点5つのカテゴリーについて、効果を検証していく際に、バランスを取りながら見ていく視点も大事だと思っております。

○氏家会長

私のほうで、まずはこの場で丁寧に少しやれたらと思っておりますのは、いじめ対策専任教諭の配置について、そういう配置があるほうが良いとは思いますが、問題は、いじめの対策の教員という名称で、いじめの対策をやりますという形が校務分掌の中になじむのかというのが気になっていました。ほかの名称がふさわしいのかというと、そこもまた議論にはなるところではあるのかもしれませんが、頭数はあったほうが良いのだろうとは思いつつも、いじめ対策専任教諭、児童支援教諭というふうな形で配置されていても、実際、いじめそのものが起きてない時には、こういった業務をしているのか、うまく機能しているのか、そのために校内はバランスがとれているのか。

あるいは機能しているのであれば、それは他の学校も真似てほしいところだと思いますし、機能していないのであれば、どこを改善すべきなのか、名称を改善すべきなのか、それとも業務の指針みたいなものがあるほうが良いのかということが気になっていたところなので、今回掘り下げてみたいと思っております。

委員の皆様にごって思われるところは、項目番号として、6、7のいじめ対策専任教諭、児童支援教諭の配置ということで、校内で位置づけられているいじめ対策の切り

札的な専門の先生の置かれている現状、その上で、よりこのいじめ対策専任教諭、児童支援教諭が機能すべきだとすれば、こういったところが本当はあるといいのではないか。この6と7番の校内でのいじめに関する専門の教諭の配置状況とその実態について、最初の議論をさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

引き続いて、子どもの声をきちんと受けとめられているのかというところで、子どもたちに対する各種のSOSを受けとめる、16から19、20にかけてのところの、相談制度のことや、30のさわやか相談員さんのところで、位置づけ的に先生方ではない方の配置に関して、あるいは何らかの形でいじめをなくすために校内で行われている取り組みという形、あるいは今苦難に置かれている、苦戦の中にいる子どもたちが声を上げるときに、市でやっている手だてが有効かどうかというところの議論をさせていただくということで、この2つを今日まずは大きなポイントとさせていただきたいと考えていますが、よろしいでしょうか。

○本図委員

それで結構なのですけれども、例えば20番の学校におけるアンケート調査の実施について、費用がゼロになっているのですけれども、先生方が実施し、集計して、家庭に連絡していると思うのです。そういう見えない費用対効果を考えると、本来、先生方がもっとその時間子どもと遊んだり、ゆっくり話したりしてサインを拾うということはあるといいわけですね。現場が多忙であるという視点も含め、検討を進めていけるといいのではないかと思います。

○氏家会長

恐らく、この部分に関してだけの予算措置ではないということになりますね。これは学校によってもやり方が違うのか、それとも何か統一の様式か何かあるのでしょうか。

○志賀委員

アンケート調査については、年に1回、11月に仙台市がアンケート調査を全校一斉にやるのですけれども、それ以外の部分に関しては学校独自で行っています。ですから、学校によっては毎月に近いくらい実施している学校もございますし、あとは2カ月に1回とか、3カ月に1回とか、年間3回、4回とかという学校とか、いろいろございます。

○本図委員

それは、学校にとって負担と時間的な損失ではないのでしょうか。

○志賀委員

時間の部分で言わせていただきますと、例えばアンケート調査をして、まずいじめ事案が1件上がってきたとします。その1件に対して費やす時間、対応に関してですが、まずその子から話を聞きます、その時間だけでまず1人2時間とか、長い場合だと3時間ぐらいかかり、その上で、保護者に連絡します。そうすると、もうかなりの時間を費やします。その上で相手側からも話を聞いて、事実を突き合わせます。そして、また相手側の保護者にも事実説明をします。そうなりますと、その後の関係改善の会など、そういうものを含めると、ケースによって違いますけれども、1件当たり、10時間程度かかることとなります。

アンケート調査にかければ、大分上がってきますので、それに関して現場は、1件1件重く受けとめて、精いっぱい対応していかなければいけません。そういった意味では、時間は結構かかるという実態があります。

○本図委員

やることはもちろん大事だと思います。ただ、それが毎月ですとか、2カ月に1回の頻度ですと、費用対効果で考えると、もう少し別のところで、子どもたちの状況や心情を見ることができるような、そういう措置とあわせながらできないものかと。いきなりこれゼロにするとか、年1回で十分というつもりではないのですけれども、そういうところも、あり方自体は教育委員会に考えていただくことでもいいと思います。

○氏家会長

庄司委員はいかがでしょうか。

○庄司副会長

検討の対象の話の関係で、古川委員から、学校への人材の配置の関係でお話がありました。その関係で言うと、6番と7番だけ取り上げても仕方がないかと思います。学校の体制というものがどうなっているのかというのを総合的に見たほうがいいのではないかということで、個別の施策を取り上げるというよりは、むしろ、学校の体制というものがどうなっているのか、それがどういう施策としてあらわれていて、それに果たして無駄がないのか、効率が悪くはないのか、あるいはもっと予算をつけるべきなのか、という話をしていくのがよいのではないかと思います。

子どものほうの話であれば、取り上げていただくのは大切だろうと思います。

○本図委員

奥深いのですけれども、多分どこの学校も案件が出てきたら、多分お一人の書いたことについて10時間ぐらいかけて対応していらっしゃるのだと思います。苦痛を感じたらいじめというのが定義ですので、先生方が困っているのは、どこまで親に連絡をして、そして、その連絡する時には、見立て、方針を決めていかなければいけない、ここが大変なのではないかと思います。

このため、回数を減らしていくことと、そのかわりにほかのところで、子どもたちがSOSや困っていることを出すことを先生方が見つけていくこと、それから、どのレベルであれば先生たちの中の判断で、様子を見ていけばいいのかどうか、そういう見立てがあれば、非常に学校では楽ではないかと思います。

今は、一律的に全部親に連絡するということになっているのではないかと思います、それで困っているのではないか、時間を要しているのではないかと思われま

○氏家会長

アンケートについて、気になる部分があった場合はすぐ、まずはご家族のほうに連絡をとるような形になっていらっしゃるのですか。

○志賀委員

とにかく上がってきた段階で、まず家庭のほうには必ず連絡します。その上で、先ほど言ったように事実確認をしていくという流れですね。

○氏家会長

もし先ほど庄司委員が言ってくださったのも考えるとすれば、仮にアンケートが上がった上で、学校体制全般の問題にもなりますね。アンケートで、いじめとして上がった時に、校内でそれ相応の対処ができていくかという側面について、人の配置や、あるいは先生方だけでは対応困難だという時に、先生方がさらに外部機関やバックアップするところへのSOSを出せているかということ。そうなってくると、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーということにも関係するのかなと思いますから、こういった校内での体制ということで、アンケートからの切り口で、校内で対処がうまくいっているかどうかという話をもう少し深めていきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○志賀委員

学校現場の中では、いわゆる早期発見の部分に関しては、当然アンケートで上がってくるケースもございますし、それ以外に、子ども本人、そして親から相談ということ

で上がってくる場合もございますし、それから我々教職員の目を見て、現認して、これはちょっとおかしいなという観察の中で、そこから話を聞いて実はこうだったというところでキャッチして動く場合と、大体大きく分けるとその3つがございます。

あとは第三者といいますか、当事者以外の親御さんですとか、子どもから上がってくる場合もございますし、いろいろな場合があります。ですから、そういう視点で言いますと、アンケートも当然大事ですし、それ以外に相談体制、スクールカウンセラーや、さわやか相談員、あとは外部の相談機関など、いろいろございますので、気軽に相談できるような支援体制があれば、それは非常にいいことだと思います。それは学校の中だけでは非常に難しい部分がございますので、そういった意味での早期発見、未然の防止の取り組みの検証はやっぱり必要だと思います。

○氏家会長

その場合、話は戻る部分もありますけれども、やはりアンケートはやっている、最低限仙台市で11月に実施している年に1回以外に、各学校オリジナルで実施する、数か月に1回のアンケートをやっていると、それ相応に感知できているという実感は、先生はお持ちになっていらっしゃいますか。

○志賀委員

それはあります。

○氏家会長

と考えると、アンケートの量の問題というよりも、どう取るかというほうになりますか。

○庄司副会長

今のお話については、多分2つに分けて考えなければいけなく、アンケートをどのように実施するかというレベルの話と、アンケートでキャッチした後の処理の問題というのは、全く別の話なのだと思います。

先ほど志賀委員から、対応には10時間ぐらいいかかっているという話ありましたが、あれは対応の話であって、アンケートそのものの話では多分ないのです。もともと本図委員から上がっていたのは、アンケートの作成や集計であり、そのアンケートへの回答がどうかという話ではなく、アンケートそのものに対して負担が大きくなっていないか、作業としての負担のお話しであったと思います。

例えば極端な言い方をすると、アンケートの作成や集計を外部に委託するということ

もあり得るわけです、そのアンケートの結果を戻してもらった時に、どのように対応するかというのは、これは学校の問題ということになるのだろうと思うので、これは分けて検討する必要があるのではないかと思います。

○本図委員

庄司委員が言ってくださったとおりののですけれども、現場でどういう仕分けをしていいかわからないので、とにかく2カ月ごと、あるいは1カ月ごとにアンケートを実施して、少しでも書いてあったらとにかく親に連絡ということでは、その集計と、その集計にまつわる対応について、多忙感になっていて、実際、労働時間もそこに費やしているのではないかという思いがあります。

○氏家会長

少なくともアンケート自体は無用ではないのですけれども、数をやればいいものでもないわけですし、ましてや、そのアンケートを取った後の集計や、判断も必要となります。

○本図委員

申し上げたかったのは、決算予算がゼロベースになっていても、本当に人的投資した分で見合っているのかという視点は持っていきたいという点と、力のある校長先生もとの学校のあれは見極めもできて、対応も迅速にできるかもしれませんが、全部の学校がそうとは限らないと思われまますので、この問題について、情報収集をこれからもしていただき、このことは見過ごさないということにさせていただけたらということでございます。

○氏家会長

予算も講じられていなく、先生方によっては、当然意味も見出しながらやっていらっしゃる方もおられるかもしれないですけれども、逆を言えば悪い意味での流れ作業になっている方もいらっしゃるかもしれません。志賀委員のほうで、先生ご自身の感覚として、アンケートの早期発見の有効性は、感触としてはいかがでしょうか。

○志賀委員

一言でアンケート調査と言いますけれども、このいじめのアンケート調査に関しては、例えば全部学校のほうで集めて、そして集計して、結果はこうだったというふうにタイムラグを置くことはできない調査だと感じております。ですから、とにかく上がってきた時点ですぐ対応するという処理の仕方、どこの学校もそれに近いものがあるの

かと思えますね。

ですから、困ってアンケートに回答しているわけですから、すぐ対応しなければいけません。それを、例えば集計するための時間に1週間とか、3日とか、タイムラグは置いていいのかというと、私はそうではないと思うのです。ですから、確かに非常に手間はかかるのです。しかし、とにかく拾っていくためのアンケートなので、そういったところで現場では実施しています。

○古川委員

集計というのは、パソコンに打ち込むのですか。

○志賀委員

いや、集計は、最後に何件上がってきたとか、そういうことは、そういうパソコン、データ処理はしますけれども、上がってきた段階では集計云々は当然しないので、そのアンケート調査1枚こういうのが上がってきたということで、まずそれについて対応していくという状況です。

○古川委員

アンケートを取っている目的というのが、先生方がいじめの芽を早く見つけるというところにあるのであれば、そもそも集計は必要なのかということも少し感じます。実際、学校の現場で先生方がどのようにアンケートを使っているのかということも把握しないと、どうやったほうがいいのかというところにはなかなか話が及ばないと感じます。

○志賀委員

最終的には、定期的に集計して、この期間にはこれだけのいじめの件数があり、こういうケースだったということをも教委に上げなければいけないので、集計はやらなければいけません。

○氏家会長

先生方の業務の1つとして、定期的に行うアンケートもあれば、そうでなくても先生方の肌の実感として、何か今年はクラスがうまくいかない、どうも何らかの形の生徒間の人間関係の歪みがあるようだと感じた場合には、例年よりは少し多目に、こまめにやる場合も出てくるでしょうね。

○志賀委員

そうですね。

○氏家会長

先生方の感覚の中で、業務の中にそれなりに位置づけられてやれているアンケートで、客観的に見てみたら、今年は確かにうまくなかったということが早期発見できれば、それはアンケートで裏づけができて、即対処もできることになるでしょう。

ただ、本図委員が指摘されたのは、実際、単にそこまでの意図もなくやらなければいけないからやっているか、あるいは結果を出さなければいけないからやっているとする、それはお金の裏づけがないからそれでいいというものではないということをおっしゃりたかったわけですね。

かといって、アンケートそのものの実態調査をアンケートするというのも変ですので、アンケートの流れが各先生方任せなり、学校任せがいいのか、それともそれ相応のモデルというのがいいのか。手間の問題よりも、もし対処すべき事案がうかがえた時に、せっかく早期発見のチャンスをつくっておきながらも、先生方によってはどう対応しようかといっているうちに機を逸している場合もあるのではないかという気はいたしますので。

アンケートについて、現行では恐らく各学校なり、先生方にお任せしている部分が大きいので、特段の予算措置がない部分になっているのかもしれませんが、アンケートそのものがいじめの早期発見にこのように使われているというものは、迅速にはないまでにしろ、モデルケースは欲しいと思います。

あと、いじめの件数についての数値を上げなければいけないこともあるでしょうけれども、先生方がただ単にやらなければいけないからとやっているようなアンケートであれば、先生方の意識改革もそこには求めたいところですね。

先生の個に委ねるものか、それとも学校の組織に委ねるものかは別ですけれども、やらなければいけないからというだけでやって、取っただけで終わるようなアンケートで、しかも、手間までかけて集計に必要以上に、本来業務まで奪われるようなアンケートは必要以上には取らなくていいですよということにもなるかと思っておりますので、そこは考えなければいけないかと思っております。

さて、どちらにしましても校内体制の話が大きいのかと思うものですから、単に配置の問題ではなく、幅広い意味で、個々の先生方がどのように働くか、どのように効果的に働いてもらうために教育委員会なり市はスタッフを配置するか、その配置した上で機能させるためのバックアップ体制が整っているかという話が、大きいのかと思

ました。その具体例がアンケートであり、アンケートの取り方も、機能的にさえいけば有効な教育のツールになりますし、いじめ防止対策にもなるのでしようけれども、マンパワーの側面であったり、そのマンパワーを支えるスタッフの配置であったり、あるいは機能として幾つかつくられているものが十分かどうかというところについて、話を進めてまいりたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

どちらにしましても、6番のいじめ対策専任教諭と7番の児童支援教諭の配置のところであったり、あるいは教員の立場ではないにせよ、30番のさわやか相談員の配置であったり、ここら辺あたりが人的なものということになるでしょうし、あと、27番スクールカウンセラー、28番ソーシャルワーカーですね。あとは、庄司委員の先ほどのお話しですと、16番の24時間電話相談、17番のSNS、18番の仙台まもらいだーインターネット巡視事業、19番の教育相談室でしょうか。

○庄司副会長

恐らく古川委員のお話としては、学校の中にいるいろいろな人たちが増えてきていて、その人たちが一体どういう役割で、どういう活動をしているのかというのがよくわからないというお話だろうと理解しました。

その観点からいくと、先ほど16、17、18というのは、学校の中の話ではないので、とりあえず外しておいていいと私は思います。

○氏家会長

今庄司委員も言ってくださいましたけれども、6、7、30、あとそれに27、28の部分でしょうか。

○古川委員

そうです。本当に学校の中にいろいろな役割の人がいるわけですが、すみ分けがわからないというところですので、実際、どこまでが学校の中の人なのかというところも、把握し切れてない部分もあるのです。教育相談室は学校の中にあるのかと思ったので、上げてしまったのですけれども、外だということであれば、また毛色が違うのかと思います。

○志賀委員

学校の中であれば、あとは21番のいじめ対策支援員の配置、22番の自立支援指導員の派遣もあります。28番のスクールソーシャルワーカーについては、市教委にいて、そこから派遣します。30番のさわやか相談員は学校の中です。

○古川委員

学校の中というところが気になっている部分です。

○氏家会長

6番いじめ対策専任教諭、7番児童支援教諭からスタートしまして、21番いじめ対策支援員、あと、27番スクールカウンセラーによる支援は若干微妙なところにありますでしょうか。

○志賀委員

スクールカウンセラーは全校配置になっています。ただ、中学校で言いますと、大体週1回、小学校で言いますと、大体2週に1回の配置なので、現場からすれば、配置日数を増やしていただきたい。校長会の中でも、現場のニーズとして配置日数を増やしていただきたいという声が強くあります。

○氏家会長

今思いますのは、スクールカウンセラーとソーシャルワーカー、スクールロイヤーのところは、恐らく議論までいかないかと思しますので、校内で通常の先生方に準ずる範囲で、先生方のお一人である6、7番はもちろんですけれども、ある部分だけのところに特化して、外部から来ていただいている方というのは抜きにしてはいかがかと。さわやか相談員に関してはどうでしょう。

○志賀委員

30番のさわやか相談員に関しては、限られた一部の学校にしか配置されていません。小学校47校、中学校12校への配置となっています。実際、さわやか相談員との関わりを楽しみにして通ってくる生徒もいまして、非常に有効だと感じております。

○氏家会長

もう少し、校内で校長先生の管理下で動く範囲のスタッフに関しての議論をさせていただきたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。今、先にさわやか相談員は必ずしも全ての学校ではないということになるわけですね。いじめ対策専任教諭と児童支援教諭はどうでしょう。

○志賀委員

いじめ対策専任教諭は中学校全校配置です。児童支援教諭については小学校が対象で、今年度は4分の3ほど配置されています。

○事務局（教育相談課長）

それでは、それぞれの方々の役割状況についてお話しいたします。

今、志賀委員からありましたように、6番のいじめ対策専任教諭については中学校に全部配置しております。7番の児童支援教諭につきましては、本年度89校に対して配置しているという状況でございます。

続きまして、先ほどから話題になっておりました21番のいじめ対策支援員でございますが、この方々は警察官のOBですとか、元教員の方々ですとか、本年度20校、小学校に対して年度初めから配置しております。

22番の自立支援指導員につきましては、市教委で2名、警察官OBの方をお願いしております。主に指導困難学級、学級の状況が非常に落ち着かないという学級の対応に、学校の要請に応じて派遣しているものでございます。これにつきましては、状況が改善され次第、その学校から違う学校へというような形で活用しているものでございます。

そして、30番、さわやか相談員ですが、有償ボランティアの方で、地域の方、あるいはPTA役員のOBの方ですとか、その学校に非常に長らくかかわってきた方などを学校のほうで選びまして、日常の子どもたちの相談相手として対応していただいているという方々でございます。

○氏家会長

ありがとうございました。

本図委員は、学校の現場にはおられないと慎重にお断りを入れながらでありましたが、学校の現状についていろいろ把握されている部分はおありかと思えます。いじめに関するこういう形での校務分掌の中に位置づけられた教員の方がいるということで、いじめに関する何らかの効果や、あるいは何らかの役割というのが果たされているというようなことで、何か聞き及んでいることとかおありでしょうか。

○本図委員

その点については、余りは深く存じ上げてないところが正直なところですよ。

○氏家会長

古川委員は、いじめ対策専任教諭や児童支援教諭の方がおられるということは、ご存じでいらしたでしょうか。

○古川委員

いえ、知りませんでした。

○氏家会長

生徒指導主事など、すぐ連想されるような先生ではないですからね。

庄司委員は、いじめ対策関連のこういう先生方と何か連携されたことなどはありますか。

○庄司副会長

連携のほうは私のほうではありません。

質問なのですが、21番いじめ対策支援員、22番自立支援指導員、30番さわやか相談員というのは、これは基本的に学校の先生ではなく、これに対して、6番のいじめ対策専任教諭や、7番の児童支援教諭は学校の先生ということですね。そうすると、校長先生などから、学校の事務をお願いできるかというレベルでいった時には、6番、7番は事務的なこともお願いできますが、それ以外はできないという理解でよろしかったですか。

○事務局（教育相談課長）

はい、そのとおりでございます。

○本図委員

いじめ対策専任教諭の配置によって、恐らくいじめのことだけを中心的になさっていると考えるのですが、この方が1名いることによって、多分担任を持たない学年主任みたいな方とか、担任を持たない研究主任とかという、そういう学校全体に1つ余裕をつくり出すことができているのではないかと思うのです。志賀委員どうでしょう。

○志賀委員

基本いじめ対策専任教諭に関しては、担任は持たなく、持ち時数も大体10時間ぐらいと仙台市として決めていますので、そういった意味では、できるだけ負担を軽減した中で、いじめの部分に関しては対応できるように配慮しているという状況です。

児童支援教諭に関しては、小学校においても担任はしていない中で、いろいろ担任のフォローをするような立場で仕事をしているという状況です。

○本図委員

学年主任の場合もあり得るのですか。

○志賀委員

いじめ対策専任教諭は、生徒指導主事の兼務はありますけれども、学年主任の兼務は

ほばないと思われます。

○事務局（学校教育部参事）

補足いたしますが、いじめ対策専任教諭というのは、あくまでも中学校いじめ対策で加配した教員ということで、小学校にも同じようにいじめ、不登校等の対応のために基本的に加配された教員を児童支援教諭と言っています。校務分掌上は、小学校でも中学校でもいじめ対策担当教諭といった校務分掌で、いじめ対策のコーディネート役に取り組んでいただいているという状況です。

○本図委員

平均年齢はだいたいどれぐらいですか。

○事務局（教育人事部長）

平均年齢は、すぐには出てこないのですが、経験年数的にはそれ相応の経験年数の者を配置していますので、恐らくは10年を超えるような年数の方が配置されていると思います。

○本図委員

先ほど私がアンケートのところで申し上げたことと同じなのですが、可視的な費用対効果で、この方がいることによって、どれぐらいいじめに対する対応が何件できて、そして、大きな事態にならない抑制になったという部分と、この方がいることによって、学校全体で、ある程度経験がある人が1人入ってくることによって、先生方の余裕につながっているとか、不登校支援などのいじめとクロスするようなところにもきつとかかわってくださっているのではないかと思いますので、そういうこの目的に合わせて測定しやすい部分と、副次的だけれども、効果としては非常に学校全体にとって効果だという点もあわせて見ていけるといいのかと思いました。

○氏家会長

先ほど来、お話は出ておりますけれども、今、本図委員もおっしゃられたような、測定評価が難しい側面も含めてということになるかと思いますが、単純な校務分掌を超えて、例えば中学校でいじめ対策専任教諭の方がいるおかげで、校内全体の先生方の生徒指導上のスキルアップにつながるような方になってくれたら、管理運営上ではモデルとして非常に理想的ですね。実際、そういう形での校務分掌の位置づけになるものなののでしょうか。それとも、年功序列というか、ほかの要素があって役割が決まるようなものなののでしょうか。

○志賀委員

このいじめ対策専任教諭、児童支援教諭につきましては、校長が学校にいる職員の中で配置を決めるわけなので、その専門の力量があるということで学校に配置されるということではありません。職員が1名加配になって、その中のメンバーの中でふさわしい人間をそういう立場に充てるという状況です。

ですから、それなりのスキル、対応力がある方が、各学校に1名加配されるのが理想だと思うのですけれども、今のところはそういう形にはなっていないので、学校の中でふさわしい人をそういう立場に充てているという状況です。

○氏家会長

理想論でいけば、管理職の先生方とは違うサイドで、いろいろな意味で先生方同士のピアサポートがあり、いじめの時の介入の場合でも、先生方同士でチームを組む時のキーの役割を果たしてくれるような先生が、この役割になっていただけたら申し分ないということにはなりますね。

○古川委員

そうすると、この6番、7番の先生方というのは、生徒児童からの声を拾い上げるという役割ではなくて、その担任の方へのフォローをする役割になるのですか。

○志賀委員

そうではなくて、いじめ対策専任教諭の役割としては、まず、実際に問題が起きた時の対応です。それと、未然防止の取り組みの推進役、もう一つは、そういう相談しやすい体制づくり、大きく言ってこの3つです。全部、いわゆるいじめの未然防止、早期発見、対応、相談体制づくりという、基本になる部分を全てコーディネートしていくという役割です。だから、非常に役割としては大きいのです。

○古川委員

わかりました。そのために、担任の先生からの相談も多いわけですね。

8番の教職員相談支援室の方というのも、先生方からの相談を受けるのであれば、その違いというのはどういう部分にあるのでしょうか。

○事務局（教育人事部長）

事務局側でご説明申し上げます。いじめ対策専任教諭につきましては、先ほど志賀委員がお話しされましたとおり、学校長が学校の教員の中から学校のいじめ対応に当たる教員として校務分掌を与えて選任するということになります。もちろん先生方の相

談も受けますし、場合によっては子どもからの相談も受けたり、あるいは保護者対応に当たって担任教諭と伴走したりというような役割を担っております。

8番のいじめ対応等相談に係る教職員相談支援室というのは、これはまた別なところに設けておまして、例えば担任を持っていて、いじめの対応であったり、あるいは学級内のトラブル、保護者のトラブルであったり、そうしたところに悩みを抱えている場合に、学校の中で相談したけれども、必ずしもなかなかうまく拾ってもらえていないというようなところで、この窓口のほうにご相談いただいて、サジェスションを受け、場合によっては学校長にフィードバックしてうまく対応をとってもらおうといった窓口として設けているというものでございます。

○氏家会長

いじめ対策専任教諭と児童支援教諭についての、ある一定の効果と申しますか、要望であったり、あるいは早期発見の対応はなされているのかと思います。一方で、6月12日の河北新報の夕刊には、大津市では、いじめ対策教諭が配置され、機能が見えてからは早期発見につながり、認知件数がふえることによって悪質化する前に手を打てるようになったという、記事が掲載されました。この新聞報道において、それなりの効果を上げていると感じ、また今、志賀委員から、学校管理をされている立場からのご発言もいただきましたが、今年の6月1日号の市政だよりにおいては、いじめ防止条例の施行、いじめの定義、連携して取り組むことは書かれていて、市が取り組む重点予算まで説明はされているのですが、いじめ対策専任教諭が配置されているというのは一行も触れられていないのです。ですから、校内にそういう方がおられるというところは、もう少し宣伝されてもいいのかという思いもあります。

○庄司副会長

今のお話を聞いていて、若干違和感を持ったのですが、いじめ対策専任教諭や児童支援教諭の配置については、加配はされますが、その学校の中から人選するという話なので、これは仙台市としての制度というか、システムとしては単に人を増やしているだけではないかという気がするのです。

むしろやるべきは、先ほど志賀委員からもお話しがありましたけれども、専門としてきちんと研修も受け、まさにそこに特化した、あるいはきちんとスキルやノウハウを身につけた方が専門的に対応してくれるというのが望ましいという話だと思います。そうであれば、この制度というのは、単に人を増やしているだけ、仙台市としてはそ

のような状況でしかないのです、その専任と言えるだけの人をきちんと育成できるような制度にするべきなのではないかと感じたところです。

○氏家会長

恐らく、校内の限られた人の中からであれば、フィットする人がいない場合も当然起り得るでしょうし、現行においてはこの部分だけに特化して大学段階で養成されるわけではないですから、そうなると、勤務しながらの力量形成の中で系統立った知識を意図的に持っていきこうと思わなければ持てなくて、校内であなたしかいないからと理由だけでなった時には、学校間の落差は大きくなる可能性もあり得ます。

と考えるとすれば、マンパワーが増えているということへの評価がなされ、もう一方では質の担保といいますか、いじめに対するどういった役割をなしているかということも大切です。先生方がかわり番こにやれるような役割ではないと思いますので、単なる、いわゆる加配というものだけではない何か、今もう既になさっていらっしゃるのではないかと思うのですけれども、今後、もう少し見える形で、宣伝というののもあっていいですね。

○庄司副会長

そう思います。むしろ今の段階で宣伝をしないというのは、自信のなさが表れているのではないかという気もしてしまいます。

○氏家会長

事務局の方どうでしょう。慎重になっている理由などありますでしょうか。

○事務局（教育人事部長）

宣伝がないというのは、あえてしてないわけではないのがまず1つなのですけれども、一応いじめ対策専任教諭に向けた研修というのは、揃えてはおります。

ただ、当然学校内でそれを選任するというので、単に人を増やしたただけではないかというお話が先ほどありましたけれども、有限な人員配置の中で学校が選ぶということになりますし、中学校の場合は、当然教科担任を揃える中でこうした人たちも選んでいくということにならざるを得ない部分もございます。そうしたところで研修は行っているけれども、特化した研修を行った中でその中学校に配置していくというシステムでないことは、それはそのとおりでございます。学校長が力のある教員を見定めてこれに充てる、また、校内事情によってはなかなかそういった教員が見当たらないというのも、ないとは言えないということは私どもも認識しております。

○事務局（いじめ対策推進室長）

6月1日号の市政だよりの関係で補足ですけれども、実はこのいじめ対策専任教諭や児童支援教諭の配置というのは、予算の時には市政の目玉ということで、市政だよりの中でも項目が上がっているのですけれども、今回、6月1日号は、4月に条例ができて、その条例でうたっているいじめ対策は学校だけではなくて、家庭であったり、地域であったり、社会全体で取り組むものだということで、市民の方に訴求するというので、紙面に限りがあるので、情報を市民向け、地域向けに絞ったので、学校現場での対策ということには特に触れなかったということがございます。予算の時には触れています。

○氏家会長

わかりました。いずれにせよ、今、事務局からお話があったとおりで、校内だけで完結する問題でない時に、学校の管理者の方だけが情報発信というか、交差点になるだけではなく、保護者の方への説明や関わり、指導も含めて、管理職の方とは違う意味での校外とのチャンネルも、これらの先生方が持っていないとまずいといいますか、持っていてほしいですね。

ですから、学校の中だけで片づけるのではなく、地域の方々にもいろいろな意味で、学校で起きていることへの対応へ参加してもらったりするようなことで、学校もコミュニティも初めて成り立つものではないかという気がします。ただ、中学校の場合もそうですけれども、小学校の場合でも、児童支援教諭は、その学校での配属された先生方の中で適任の方を選んでいくような形ということになるのでしょうか。

○事務局（教育人事部長）

小学校についても、例えばいじめ・不登校に特化した者を教育委員会側から指定して学校に配置しているという関係ではございませんので、校長がその担当を選任するというのは、中学校と変わらないシステムでございます。

○庄司副会長

そうしますと、いじめ対策専任教諭や児童支援教諭のあり方というものを、もう少し検討していただくということは必要なのではないかと思います。

果たして今のシステムがいいのか、あるいはもう少し何か工夫ができないのかというところは検討していただく必要があるように思います。それが、ここの会議でやるのか、あるいは別のところでやるのかというところはわからないのですが。

○氏家会長

ほかの委員の皆様はどうでしょう。

○古川委員

児童支援教諭やいじめ対策専任教諭について、選ばれた先生としてはどうなのでしょう。選ばれたいと思うのか、選ばれてラッキーだと思うのか、どう感じるのでしょうか。答えにくいところだとは思いますが、ただ、庄司委員がおっしゃったように、今の運用のままだと、児童支援教諭やいじめ対策専任教諭は、名称に対して中味が伴っていないというところはそのとおりだと思いますので、今後のあり方というところは、改善に取り組んでいかなければならない部分だと思います。

○本図委員

どこまで効果を検証するかという点で、現在の配置について見える部分でどれぐらい、未然防止ですとか、1件について丁寧に時間をかけて対応しているということで、効果測定をするという部分と、大津のようにいじめ対策教員がいて、全国的にも注目されるというので、今後仙台市がそういうところでやっていくということも1つですし、例えば横浜市は、小・中で、学年主任が、チーム学年経営みたいなことで担任を持たず、その担任を持たないチームリーダーとしての学年主任が、若手もベテランも学年としていろいろな問題にきちんと対応できるように、進めようとしています。その中に当然いじめも不登校対策も入り、それから小学校で言うと、高学年英語が始まってきますので、そういうことで学校の中がきちんと回っていくように活用していくというような例もありますので、そういう方向に行くということもあり得るのかと思うのです。

○事務局（教育人事部長）

今、ご議論をいただいておりますその効果に関する部分ですけれども、先生方がどういうスキルを持って、どういう選び方をされて、どういう働きをして、効果がどれくらい出ているのかというようなご議論、まさにここで検証されていくということだろうと思います。

今、目に見える形できちんと資料としておつくりしておらず、概要だけでお示ししている部分もございますし、先ほど経験年数ですとか、年齢ですとか、そういった部分もお示しできていない部分もございます。

そういったところを、例えば次回、例えば学校の体制というところももう少し詳しく

お示ししながら、さらに突っ込んでご議論いただくというのも、必要かということをおもっておりましたので、いじめ対策専任教諭、児童支援教諭といったところについて、事務局側で資料をおつくりしてご説明をさせていただく必要があるのかと思いましたが。

○氏家会長

ありがとうございます。

本図委員に私から質問なのですが、先ほどの横浜市の場合ですと、自薦でなるものなのですか、それともやはりそれなりに任命を受けるのでしょうか。

○本図委員

それはチームリーダーとして学年主任になる方なので、ベテランと若手をきちんとつないでくれるような方に校長先生がお願いし、担任業務はないかわりに、生徒指導の部分も含めてきちんと先生方をフォローしていくということのようです。

○氏家会長

校内で、当然いじめに限らない諸課題への対処や、全体を俯瞰して見るような役割の先生を校内に置いているということになるのでしょうか。

○本図委員

はい、各学年に置こうとしているということです。

○氏家会長

それは相当なマンパワーないとできないことですね。

○本図委員

しかし、いじめの未然防止も含めて効果は高く、学力向上も含めていい授業を先生方が追求していくという点でも効果は高いようです。

○氏家会長

次回ということになるかと思うのですがけれども、このいじめ対策専任教諭と児童支援教諭について何か把握できている分の情報というのを事務局へ集めていただくことは可能でしょうか。

○事務局（いじめ対策推進室長）

今のご議論の中で、こういう資料、数値が欲しいというお話がございましたので、それらを整えまして、でき次第お送りするという形にしたいと思います。

○氏家会長

素朴な疑問なのですが、中学校に配置するいじめ対策専任教諭には「いじめ」が入っていて、小学校の場合は児童支援教諭と「いじめ」が入っていないというのは、何か理由があるのですか。

○事務局（学校教育部長）

明確な理由というところまではないのですが、これまで仙台市では、いじめの重篤な事案が中学校で発生していたということなどを踏まえて、中学校のほうはいじめ対策専任教諭という名称を使っております。一方で、小学校は、いじめだけではなく、支援を要する児童を、幅広くケアするという必要性を踏まえまして、児童支援教諭といった名称、校務分掌にしているところです。

○氏家会長

了解いたしました。

では、いずれにしても、もう少し細かな情報を集めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

今のいじめ対策専任教諭、児童支援教諭に関してのところ、何かこの場で今触れておきたい、あるいは事務局に必要な資料などご用意したいというものがもしあるようでしたら、お願いします。

○古川委員

この6番の実績・成果を読ませていただいた中に、アンケートとあります。施策の名前でアンケートとはついていなくても、アンケートはたくさん取るものなのですか。先ほどのアンケートの話に戻ってしまいますが、いろいろなところでアンケートを取っていると、それは負担になっていると感じていまして、学校で取っているアンケートとはどういうものがあるかということも把握できますでしょうか。また、このいじめ対策で取っているアンケートというのは、担任の先生が手を煩うものなのか、それともその専任教諭の人が自分でやるものなのかなども含め。

あとは、さき程、いじめ対策専任教諭に選ばれるということは本人にとってうれしいことなのか、そうではないのかというところをお話しさせていただいたのですが、極端な言い方をすると、単なる人員を増やしているだけ、その名前に対して中味が伴っていないという状況で、学校によっては、この人が適任だという形で選ばれるケースもあれば、そうではなくて、ほかにいないから選ばれるケースもあるとした時に、お金をかけて人員配置するということになるので、学校によって効果というところ

ろが全然違ってくると思うのです。とすると、この施策に対しての評価というのは、正直できないということにもなるかと思うのです。

人によっていい悪いがたくさんありますし、気持ちも向いている、向いていないというところもあると思いますので、その一定の基準を持った評価というのはできないのではないかと感じたところでございます。

○庄司副会長

今の古川委員のお話にかぶるのだらうと思うのですけれども、単純に加配をするということであると、学校に先生が増えるということなのだらうと思うのです。これは、学校に先生が増えるという意味では、1学級の人数を減らすことによって、先生の必要人数が増えるというのと多分状況としては同じだと思うのです。そう考えると、単純に人件費として計上されているのだらうと思うのですけれども、その感覚から言うと、先生の数が増えたら人件費がかかるのは当然なので、むしろいじめ対策専任教諭の配置、あるいは児童支援教諭の配置のところで、ここの事業として見るのであったら、その専任教諭、児童支援教諭のために、どのようなことを仙台市、教育委員会が、研修であったり、あるいはバックアップ体制であったりというのをとっているのかというところを評価するべきではないかと思った次第です。

このため、人件費以外にここにかかっているお金というのはどのくらいあるかということを知りたいと思ったのと、あとは人件費ということであれば、学校の先生に全体としてどのくらい人件費がかかっているのというところは見ておきたい気がします。

というところなのですが、この点についてももしかしたら間違っているかもしれないので、ご意見をいただければと思います。

○事務局（学校教育部参事）

今のいじめ対策についての、小・中の担当教諭ですけれども、この方々に対する研修については年4回、発足当時から実施していて、例えば担当教諭としての役割であるとか、事例研究、演習、こういったものを年4回計画して進めております。

○事務局（教育人事部長）

そうしたさまざまな研修費用というのは上げられると思いますし、人件費の部分も全体の費用の中での、いわゆる人件費全体の費用と、こうしたところの位置づけの費用ということは分けてお出しすることは可能でございますので、そこは資料として用意

したいと思います。

○古川委員

確かに全体に対してどういう割合になっているのかというところを、私も見てみたいと思います。それと、あわせて、昨年度決算が5億8,700万円、65校分、これに対して令和元年度予算では対象校が1校増えているのに対して予算枠が減っているというのはどういった要因があるのか、それもあわせて資料としてお示しいただきたいと思います。

○事務局(教育人事部長)

用意いたします。

○本図委員

次回でなくても結構なのですけれども、こういう加配教員部分の人員費について、新潟とか名古屋とか、名古屋もいじめについて大きい事件があったかと思うのですけれども、こういう他の政令指定都市について、全部とは言わないので、加配とか、人員費的ところで、いじめとか不登校対策で比較するとどうなのかという情報も、ゆくゆくはあればありがたいと思いました。

○氏家会長

他都市との比べ方になりますと、少し情報を精査する必要も出てくるかと思うので、急がなくてもよろしいですか。ただ、同じような施策を講じてきて、より有効な配置なり、何かをやっていたところがあるのかもしれないので、ゆくゆくの宿題の1つにさせていただくということになりますか。

○本図委員

教育委員会の方が病気にならない程度でいただければ結構です。

○氏家会長

いじめ対策専任教諭という名称のためかもしれませんが、任命された先生ご本人が名乗るとことや、生徒の方々がいじめの先生に相談するようになるのかということ、感覚として違和感がある部分ではあります。いじめに対して1つのシンボリックな対策をしましたと見える部分ではあるのかもしれませんが、児童支援教諭とか、あるいは何か別な名称、少なくともいじめという言葉を使わない何か方法があるのではないかと考えております。個人的な感情の部分ですが、申し述べておきます。

今日、とりあえずはアンケートの話題が1つありました。アンケートそのものの功罪

ではなく、恐らくやり方の問題、アンケートを取る段階の問題もあれば、事が起きていた時の対処の問題も出てくるかと思うので、アンケートという切り口から掘り下げなければいけないような課題がいくつか浮き彫りになったということだけは、まずは今日1つ共有できればと思っているところです。

あと、校内でのいじめ対策に関する部分で、いじめ対策専任教諭、児童支援教諭という形で校務分掌に位置づけられている先生がおられることへ、委員の側も再認識でき、わからなかった部分も出てきた部分もありますけれども、こちらについては次回もう少し掘り下げて、アンケートを加えたとして、この2点をまずこの会議の1つの方向性として、次回もう少し見える形にできればと思うところです。

今日話した中で、何か補うことなどございませんでしょうか。

○庄司副会長

アンケートの関係で、今まで学校側の話として整理をしていたわけなのですが、生徒のほうから見ると、まさに相談をする機会であり、学校の先生であろうかあるいは別の相談窓口であろうか、言葉にして話はしづらいのだけれども、書くならできるといような1つのSOSの発信の場ではあるかと思うのです。その観点からも考えなければいけないと思いますので、そういう意味で言うと、子どものSOSをどう受けとめるのか、そのSOSを受けとめる窓口を整理していくのかということところは、アンケートを切り口にした時にもう一つ出てくるかと思います。

○事務局（いじめ対策推進室長）

アンケートに関して、今日のご議論を聞いておまして、誰が立案をして、どういう場でどう実施をして、誰がファーストタッチをして、それにどう対応していくかという、流れが共通理解になっていないということがあると思われましたので、その流れの図のようなものをつくってお送りしたいと思います。その上で、議論していただければよろしいかと思えます。

○本図委員

もう一点、全然違うところで恐縮ですけれども、13番の自死予防教育という、大変微妙なところをモデル校がお引き受けくださってやっているのだと思うのですが、平成29、30年、平成元年の3年間モデル研究をしていくので、一定の成果というか、着手すること自体もいいのか、本当に難しいところがあると思ひまして、この成果は3年目なので、どういうふうに捉えておられているかも教えてほしいというところでした。

○事務局（学校教育部参事）

自死予防教育についてでございます。こちらは平成29年度に推進協力校を指定しまして、今3年目ということで、1年目は協力推進校の中で合意形成をする、こういった自死予防教育を進めるのが、さまざまな当然リスクがあるわけですので、その中で、有識者のご意見などもいただきながら、基本的には直接的な自死予防というよりも、子どもたちの関わりの中、取り組みの中で自己肯定感をいかに高めていくかというような取り組みを今進めています。

平成30年度については、授業指導演をつくったり、あとは悉皆の研修会を開いたりということを進め、今年度につきましては、3年目ということで、授業公開、本当に広く公開するのか、ある程度限られた公開なのか、それはまだ整理中ですがけれども、そういった取り組みをこれまで積み重ねてきた指導演に基づいて、授業実践をやっていくというところでございます。

この成果をどのようにまとめていくかというのも、これも今後有識者のご意見などもいただきながら考えていくといった段階でございます。

○本図委員

わかりました。大変クリアになりましたので、追加の情報結構です。

○氏家会長

ただ、もし随時、今年度の会議ということにはならないかもしれませんが、継続されて何か報告がありましたら、またお知らせください。

○古川委員

アンケートのプロセスをまとめていただく際に、先ほどのお話の中で、結構先生に委ねている部分が多いというようなお話しあり、もしかすると、集計に先生によっては件数だけを集計する、または子どもたちが書いた内容を電子的な記録に残す、というようなところで、やり方が違うということがあるのか、ないのか。どの部分が委ねられていて、先生自身のやり方が違うのかということも、可能であれば把握いただきたいと思います。

○氏家会長

アンケートについてここまで掘り下げられることになるということで、気づかなかった部分が幾つかあったかと思うので、可能な部分でぜひ資料のほうも揃えていただいで見せていただければと思います。

○志賀委員

先ほど庄司委員からも出されたのですけれども、子どものSOSをどうやって受けとめていくかという、そこは非常に現場にとってとても重要な問題です。ですから、子どもからしてみれば、いろいろな選択肢があっただろうと思うのですから、教員以外にもスクールカウンセラーやさわやか相談員、その他さまざまな立場の人間が多ければ多いほどいいと思いますし、それ以外に、学校以外にもそういう相談できる場所があればいいわけで、実際にそういう対策を今やっているわけです。それが果たして効果があったのか、なかったのかという、そこはこの会議で検証すべきだと思います。

もし足りない部分があれば、それを補っていく方法も考えていかなければいけないと思っていますので、その辺もぜひ次回は議論できればと思っています。

○古川委員

効果測定は、やはり極力数値目標を設定して、どうだったのかというところを、今後、検証する中では必要になってくると思うので、そういった部分も今後の対応になってくると思います。

○庄司副会長

33番に相談窓口リーフレットとあるのですけれども、このリーフレットで実際どういふところが紹介されていて、その紹介先にどのぐらいの件数が寄せられているのかということも、見たほうがいいのかと思いました。各相談機関の相談窓口の性格というものもあるので、それが、数が多いから優れていて、少ないからだめだという話では全くないとは思いますが、どういふところに、どのぐらいの相談が寄せられているのかというのを見るだけでも、より重視していかなければいけない方向性が見えてくる可能性があるのではないかと思います。

○氏家会長

幾つかの宿題、課題もいただき、これほどまでに活発な議論になるとは夢にも思わなかったもので、逆にまとめ切れない部分がありました。アンケートに端を発した部分と、いじめ対策専任教諭に端を発した学校の体制の問題、今のリーフレットのこともありますし、あと内容というよりは評価検証に関しては、やはりある程度の数値目標であり、エビデンスも必要ではないかということも上げていただきましたので、次回、全部ということは無理だとは思っていますので、可能な範囲の部分を事務局から、アンケートのフロー図など、また、これは私どものほうが言うべきことかどうかわかりませ

んけれども、今回条例が定まり、先んじて幾つか手を打ったことによって未然に防げた部分ではないかとか、あるいは効果が上がっているのではないかというところも、その俎上に上げていただけるものがある場合は、ご用意していただけたらと思いますので、事務局にお願いさせていただきたいと思います。

旭川の中学生が書いた、内閣総理大臣賞・旭川地方法務局長賞をとった「日本のいじめ対策は間違っている」という作文があり、日本では、被害に遭われた方への対応はやるけれども、いじめをやめなさいという教育をやっていないと、傍観者たちに、傍観者ではだめなのだという教育を日本の教育ではやっていないという旭川の中学2年生の方の作文が新聞に掲載されておりました。

やってもやってもやり尽くせないところがあるのでしょうかけれども、次回、少しでも私たちに結論をまとめられるように進めてまいりたいと思います。まず今日は会長として、お引き受けした部分の検証のほうは終わりにさせていただきたいと思いますので、一旦事務局のほうに司会をお返ししたいと思います。

8 その他

○事務局（いじめ対策推進担当課長）

皆さん、どうもありがとうございました。

本日ご要望やご指摘のあった資料などにつきましては、次回の会議前までにでき次第、お送りできるように準備を進めてまいります。

次回の会議日程でございます。皆様には日程調整にご協力いただきまして、まことにありがとうございます。次回会議は、今月の21日水曜日午後1時半から、第4委員会室で開催いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

9 閉 会